

第3章 最近の主な実績、先進的な事例等

6つの司令塔において、最近、多くの顕著な実績が挙げられている。これは、山本大臣の下で、各司令塔が、時代の要請を踏まえつつ、それぞれの果たすべき任務を十全に果たそうと努力する中で達成されたものであり、それらの施策には、様々な工夫や新たなアイデアも含まれている。

それらのいわゆる「ベストプラクティス」の具体的な内容とそこから抽出される今後の参考となる点をまとめ、さらに、それらの施策に関し、反省すべき点、今後に向けた課題・改善点等を記すことにより、今後の司令塔等における業務の一層の活性化に資することとしたい。

(注) 以下の各施策の資料中、施策名を記した枠囲いの中の< >の説明書き(例: < 多様な知恵の結集と総合 >)については、当該施策が第4章4(2)に記した5つの留意点のいずれに関係しているかを示す。

1 科学技術イノベーション総合戦略の策定【科技】

< 多様な知恵の結集と総合 >

1 . 概要

- (1) 安倍政権が発足し、最大かつ喫緊の課題である経済再生を実現するための重要な柱として科学技術イノベーションが位置付けられ、総理の掲げる「世界で最もイノベーションに適した国」を実現すべく、総合科学技術会議（現：総合科学技術・イノベーション会議【CSTI】）が司令塔機能を発揮するための基本的な指針として「科学技術イノベーション総合戦略（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）」を取りまとめた。
- (2) 本年 6 月 24 日には、基本的なコンセプトや構成は維持しつつ、この 1 年間の取組を踏まえ、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」を新たにとりまとめ、同日閣議決定された。

2 . 成果（結果）

- (1) 総合戦略に基づき、同会議が司令塔となり、科学技術イノベーション予算戦略会議を新設し、総合戦略と予算が直結した PDCA サイクルを確立した。また、2 大「国家重点プログラム」である SIP 及び ImPACT を創設し、運用を開始した。
- (2) 5 つの政策課題（エネルギー、健康長寿、次世代インフラ、地域資源、復興再生）について、関係府省と連携し、施策の重点化および推進を行っている。我が国のイノベーション創出環境をオールジャパンの視点で全体最適なものとするべく、イノベーションシステム改革に取り組んだ。この総合戦略により、科学技術イノベーション政策全体を体系的に提示するとともに、政策の重点化を図り、効果的・効率的な政策推進を実現した。

3 . 今後の参考となる点

イノベーションの重要性が高まり、「世界で最もイノベーションに適した国」づくりが重要政策課題となる中で、その司令塔としての CSTI の機能強化を政府全体で進めてきた。具体的には、政策・

予算・法制度の3つの面で、いわば三位一体で推進されている。

< 政策面 >

- (a) 科学技術基本計画、総合戦略を主柱とする科学技術イノベーション政策全体の体系化・重点化
- (b) 総合戦略を基軸とする、予算と直結した年間P D C Aサイクルの確立
- (c) 2大「国家重点プログラム」の推進 (S I P , I m P A C T)

< 予算面 >

- (d) 資源配分方針、アクションプラン等を通じた政策の重点化・大括り化
- (e) 科学技術イノベーション予算戦略会議による関係府省の連携・調整

< 法制度面 >

- (f) 総合科学技術会議の改組及び事務局機能の強化(内閣府設置法の改正)

特に、S I P、I m P A C Tの2つの国家重点プログラム(c) と、科学技術イノベーション予算戦略会議(e) は、CSTI が司令塔機能を実際に発揮する上で特に重要かつ効果的な手法で、いわば司令塔機能強化のための「3本の矢」としての働きを担っており、今後とも継続的に実施していく(各項目については、以降の項の各施策を参照)。

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

- (1) 総合戦略を年度ごとに策定する枠組みにおいて、過去の総合戦略の方針との連続性にも留意したフォローアップの仕組みのブラッシュアップが必要。
- (2) 新たな科学技術イノベーション政策の再構築は、道半ばにあり、今後取組の更なる加速・充実が必要。
- (3) 科学技術基本法に基づき 5 年毎に策定する、科学技術基本計画との関係の明確化が必要。

「世界で最もイノベーションに適した国」を目指し、更なる科学技術イノベーション政策の推進と**着実な実行**に向け、科学技術イノベーション総合戦略2014を策定する。

科学技術イノベーション
立国を目指して
第1章

政策・予算・法制度の三位一体で科学技術イノベーション政策を運営、総合科学技術会議の司令塔機能を強化(1年間の実績)

<政策面>

- 基本計画、総合戦略を主柱とする科学技術イノベーション政策全体の体系化・重点化
- 総合戦略を基軸とする予算と直結した年間PDCAサイクルの確立
- 重要課題解決に向けた取組
- 2大「国家重点プログラム」SIP・ImPACTの推進
- イノベーション創出環境の改革

<予算面>

- 資源配分方針、アクションプラン等を通じた政策の重点化・大括り化
- 科学技術イノベーション予算戦略会議による関係府省の連携・調整

<法制度面>

- 総合科学技術会議及び事務局機能の強化

総合戦略2014策定の基本的考え方

経済社会への科学技術イノベーションの役割と期待

経済再生を確実にする原動力
将来の持続的発展のブレークスルー
グローバル社会でのプレゼンス向上の切り札

重視

最近の科学技術イノベーションの動向の背景

経済の回復・再生から持続的成長の実現へ
科学技術主導の経済成長へ
本格的な「知」の大競争時代へ

世界で最もイノベーションに適した国へ
世界で最も活発なイノベーション発信拠点へ

- 科学技術イノベーション = 我が国の明るい未来に向けた「頼みの綱」「生命線」
国家戦略として取り組むことが必要な「先行」投資かつ「先攻」投資
- 明るく活気溢れる未来を目指した「攻め」のプロジェクトの推進

3つの戦略的視点

スマート化
システム化
グローバル化

2030年の経済社会の姿

- 世界トップクラスの経済力を維持し持続的発展が可能となる経済
- 国民が豊かさで安全・安心を実感できる社会
- 世界と共生し人類の進歩に貢献する経済社会

科学技術イノベーションが
取り組むべき課題
第2章

1. 政策課題の再構築

「エネルギー基本計画」の方向性に沿った取組の推進
生産・消費・流通各段階での技術間連携

「健康・医療戦略推進本部」との協働
基礎研究と臨床現場の間の循環の構築

融合問題を一体として解決する「スマートシティ」の実現
ソフトも含めたパッケージ展開

これまで成長分野とみなされていなかった分野を成長エンジンとして育成

早急な成果を要する復興に向け、実現の早いものに施策を集中して推進

クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現
SIP
各省施策

国際社会の先駆けとなる健康長寿社会の実現
健康・医療戦略推進本部のもとで総合的な調整

世界に先駆けた次世代インフラの構築
SIP
各省施策

地域資源を活用した新産業の育成
SIP
各省施策

東日本大震災からの早期の復興再生
SIP
各省施策

2. 分野横断技術による産業競争力の強化

- 政策課題分野を超えて分野横断的に適用し産業競争力を高めた課題解決につなげていく
- 情報セキュリティ・ビッグデータ解析・ロボット・制御システム技術等の**ICT**
- デバイス・センサや新たな機能を有する先進材料を開発するための**ナノテクノロジー**
- 地球観測技術や資源循環等の**環境技術**

3. 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の機会活用

- 1, 2で示される各種施策について組み合わせプロジェクト化
- 大会活用という現実的な出口を見定めた「産業化」の促進
- 日本発の科学技術イノベーションを世界に発信

プロジェクト形成のためタスクフォースを設置

科学技術イノベーションに
適した環境創出
第3章

イノベーションに適した環境の実現

科学技術イノベーションの可能性
の**飛躍的向上**

「挑戦」と「相互作用」に係る
多様な機会を提供

「挑戦」と「相互作用」による多様な機会を形成する3つの政策パッケージ

1. 研究開発法人を中核としたイノベーションハブの形成

- 国際的な産学官共同研究拠点の形成
- 産総研などによる橋渡し機能の強化
- 研究者・技術者の流動性向上に向けた制度の導入・活用

2. 若手・女性や中小・ベンチャー企業が挑戦できる環境の整備

- 高い意欲・能力を有する若手・女性による「挑戦」の機会拡大
- 研究開発型中小・中堅企業やベンチャー企業の「挑戦」の支援

3. 大学、研究開発法人、資金3つの改革に係る取組の推進

- 卓越した大学院の形成などによる大学改革
- 新たな研究開発法人制度の創設
- 研究資金制度の再構築とファンディング機関の改革

研究不正への対応等を含む研究推進体制の強化

総合科学技術・イノベーション会議の
司令塔機能の発揮
第4章

総合科学技術・イノベーション会議の役割

- 科学技術振興とイノベーション政策の一体的推進に向けた、全体俯瞰と横串機能
- 司令塔機能強化により実現した予算戦略会議、SIPやImPACT等を活用した府省の枠を超えた政策誘導
- 司令塔間連携、府省間の縦割り排除、産学官連携の強化、基礎から出口までの迅速化

具体的対応

総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能の発揮

- 科学技術関係予算編成の主導
- イノベーション環境整備への誘導
- 従来を越えた革新的研究への投資
- 世界最高水準の新たな研究開発法人制度によるイノベーションサイクルの実現

2 科学技術関係予算編成プロセスの主導【科技】

< 実現に向けた積極関与 >

1 . 概要

- (1) 政府全体の科学技術関係予算の編成について、「科学技術イノベーション総合戦略」や「日本再興戦略」に基づき、平成 26 年 6 月に、科学技術政策担当大臣を議長とし、関係府省等の幹部職員で構成される「科学技術イノベーション予算戦略会議」を新たに設置・開催し、概算要求前の早期の段階から関係府省が一体となって重点化等を主導するプロセスを新たに導入した。
- (2) 予算戦略会議で示した方針に基づき、「アクションプラン」を用いて、科学技術イノベーション政策が当面特に取り組むべき 5 つの政策課題を重点対象と設定し、この解決に資するよう資源配分の重点化を行い、関係府省の取組を主導した。

2 . 成果（結果）

- (1) 概算要求前の予算戦略会議では、新たに創設する S I P（戦略的イノベーションプログラム）に係る予算計上の仕組みや対象課題の選定等について議論し、大臣主導の下、S I P の進め方について関係府省の協力を得る体制を構築し、26 年度資源配分方針に反映した。
- (2) 同方針及び概算要求基準に基づき、関係府省から科学技術振興費 4 % 相当額の財源拠出の協力を得て概算要求を行い、S I P の内閣府計上を実現した。
- (3) 概算要求後の予算戦略会議では、関係府省の取組の全体像を把握した上で、科学技術関係予算全体の拡充に向けた議論を行い、予算編成方針に反映した。結果、26 年度科学技術関係予算、科学技術振興費ともに増額を実現した。
- (4) 平成 26 年度アクションプランにおいてこれまでの取組を進化させ、以下の点で成果があった。
アクションプラン対象施策の特定において、概算要求前か

ら各府省の施策の大括り化を行い、重複排除をしつつ府省間の事業調整による実施内容の適正化、実用化につなげるための府省連携施策を構築。

重要課題専門調査会を立ち上げ、詳細工程表等を用いてアクションプラン対象施策への助言等フォローアップを行い、概算要求前のみならず、その後のフォローアップも含めて予算と直結した年間PDCAサイクルを確立。

3．今後の参考となる点

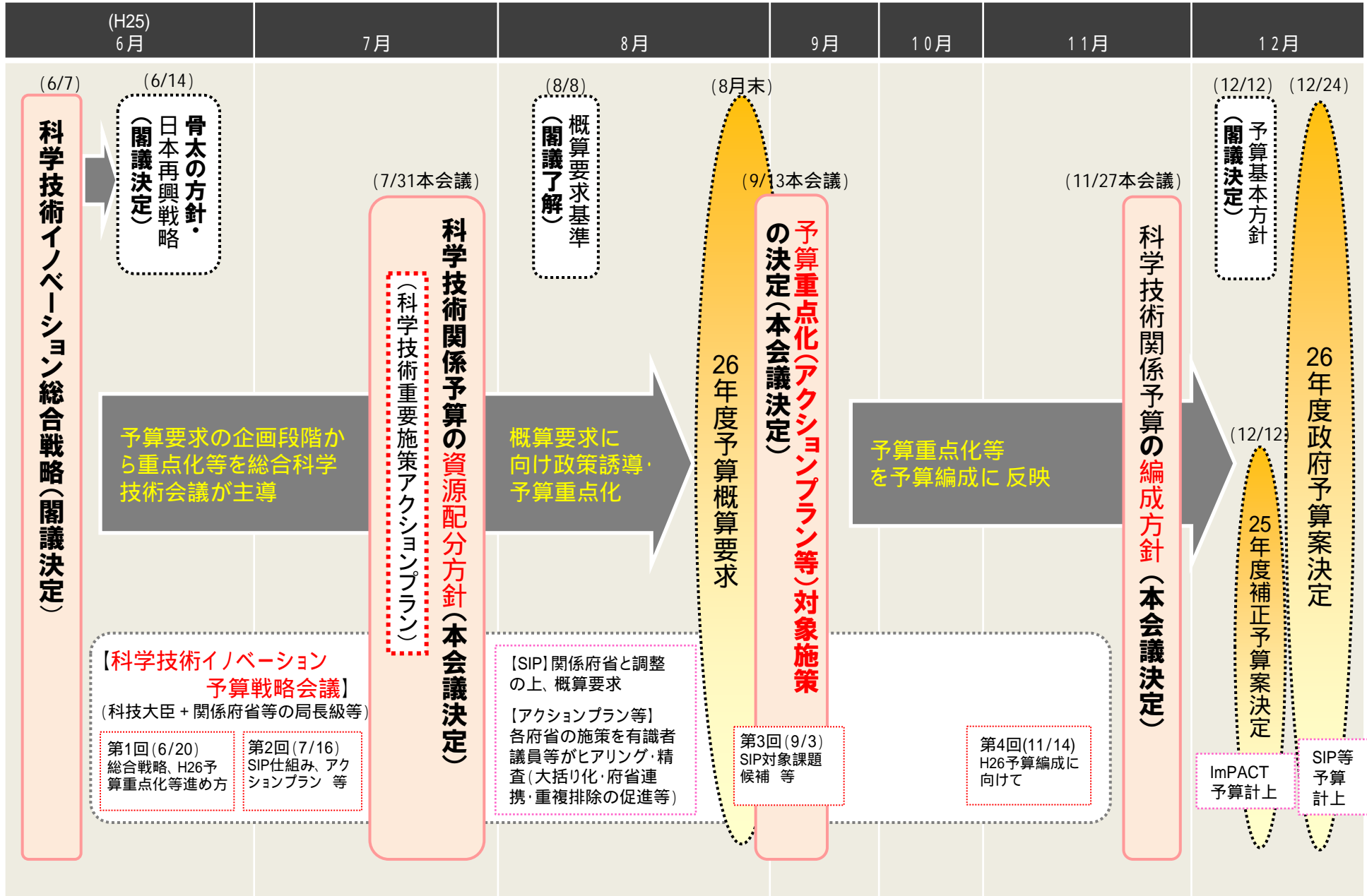
関係省庁を巻き込みながら、予算編成を主導する枠組みを構築した。

アクションプランにおいては、概算要求前から各府省の施策の大括り化を行い、重複排除をしつつ府省間の事業調整による実施内容の適正化、実用化につなげるための府省連携施策を構築し、概算要求前のみならず、その後のフォローアップも含めて予算と直結した年間PDCAサイクルを確立することで、これまで以上に効率的、効果的な予算の使用、施策の立案をもたらした。

4．反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

26年度政府予算における関係府省の施策の重点化の実効性において課題があった。CSTIによる政策誘導が科学技術関係予算において一層重点化した予算配分につながる等、「予算実現力」の向上に努めることが重要。

平成26年度科学技術関係予算の編成プロセス



3 戦略的イノベーションプログラム（SIP）【科技】

< 調整推進のための実施業務 >

1. 概要

- (1) 日本再興戦略及び科学技術イノベーション総合戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）に基づき、総合科学技術会議（CSTP）は司令塔機能を発揮すべく「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」を創設し、そのための予算として平成 26 年度に「科学技術イノベーション創造推進費」を調整費として内閣府に新規計上した。
- (2) プログラムディレクター（PD）は内閣府に籍を置き、関係省庁と一体となって基礎研究から出口（実用化・事業化）までを見据え、規制・制度改革等とも連携した研究開発計画を策定し、推進している。総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の有識者議員によって構成されるガバニングボードは、各課題に対して随時評価、助言を行い、CSTI はこれらの課題に対して機動的に予算を配分していく。内閣府は、各 PD をサポートする事務局体制を整えるとともに、関係省庁、専門家等が参加する推進委員会を内閣府に設置し、必要な調整等を図る。
- (3) 革新的技術を迅速に実用化・事業化へと結び付け、実践することを目的としている SIP は、社会的課題の解決、我が国産業競争力の強化及び経済再生に貢献し、経済成長、将来的に有望な市場創造と雇用の創出を促し、日本経済再生の早期実現化を可能とするものとなった。

2. 成果（結果）

- (1) SIP は、エネルギー、次世代インフラ、地域資源、健康医療の 4 分野を対象とし、このうち、健康医療を除く 3 分野に関しては CSTP が 10 課題を設定し、課題ごとに産業界・学界を代表する PD として選定し、5 月 23 日の CSTI において、課題、PD、予算配分額を決定した後、6 月上旬に関係各省へ予算配分された。
- (2) SIP を創設したことにより、内閣府の予算配分機能と従来のア

アクションプランを通じた関係省庁の政策誘導と合わせた課題解決型の取組を推進することが可能となり、従来に比して CSTI による科学技術関係予算の編成に対する主体的かつ先導的な役割が飛躍的に向上した。

- (3) 研究計画の策定から、実施体制の構築、予算の配分、更には進捗管理と出口（実用化・事業化）までを一貫してマネジメントする権限と責任を与えた政策モデルを構築した。
- (4) 社会実装を最終的なターゲットとしていることから、研究開発のみならず、規制・制度改革をも一体的に取り組むこととしており、PD の下に、関係省庁を集めた推進委員会を設置することを義務付け、更に一步進んだ府省連携体制を構築した。

3. 今後の参考となる点

- (1) 内閣府に直接経費を計上し、新たに SIP を創設したことにより、同プログラムによる内閣府の予算配分機能と従来のアクションプランを通じた関係省庁の政策誘導とを合わせた課題解決型の取組を推進することが可能となり、従来に比して CSTI による科学技術関係予算の編成に対する主体的かつ先導的な役割が飛躍的に向上した。
- (2) 内閣府の職員である PD の下に、関係省庁を集めた推進委員会を設置することを義務付け、この会議を通じて、これまで十分機能しているとは言い難い府省連携を、更に一步進めた府省一体となって取り組む体制を構築した。

4. 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

- (1) 司令塔機能の一環として内閣府に予算計上したが、引き続き機能を発揮していくため、各省庁がそれぞれの予算で実施すればよい事業と、SIP 予算でなければ実施できない事業との関係を鮮明に説明する必要。また、SIP の 10 課題の横軸連携や、関連する他のプログラムとの連携も必要。

- (2) SIP は新規のプログラムであり、実際に始まった以降の運用も重要。常に問題点を把握し、見直せるようにしておく必要がある。広範な課題を大勢の参加者の下で扱うため、リスクマネジメントについても配慮が必要。
- (3) 知財管理について課題ごとに多様性を認めているのだが、今後は、知財化（特許化等）及び知財活用の適切性をモニタリングする仕組みが必要。
- (4) PD の独断とならないような評価体制が必要。また、研究開発が始まった後は評価に時間がかかるようになることが予想され、評価の日程の組み方にも工夫が必要。

S I P (戦略的イノベーション創造プログラム) の概要

科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針の概要

日本再興戦略、科学技術・イノベーション総合戦略(平成25年6月閣議決定)に基づき創設。総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を発揮し、府省の枠を超え、基礎研究から実用化・事業化までも見据えた研究開発を推進し、イノベーションを実現。規制・制度改革、特区、政府調達、標準化なども活用。

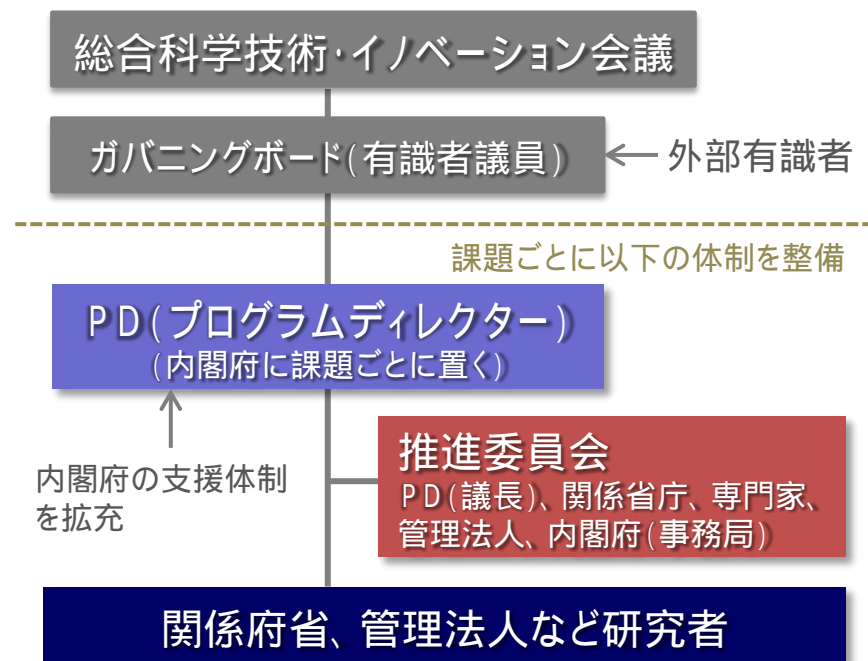
内閣府計上の調整費(科学技術イノベーション創造推進費⁺)を創設し、国家的・経済的重要性等の観点から総合科学技術・イノベーション会議が課題とPD(プログラムディレクター)を決め、進捗を毎年度評価して機動的に予算を配分。

ガバニングボード(総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員)が助言・評価。

課題ごとに産学から選ばれたPDが、研究開発計画(出口戦略を含む)をとりまとめ、推進。

推進委員会がPD(座長)の下、関係府省調整等を担う。

平成26年6月以降、各課題ごとに研究者を公募予定。



課題ごとに以下の体制を整備

内閣府の支援体制を拡充

推進委員会
PD(議長)、関係省庁、専門家、
管理法人、内閣府(事務局)

関係府省、管理法人など研究者

⁺ 平成26年度政府予算で、500億円を計上。(このうち健康医療分野に35%。健康・医療戦略推進本部が総合調整を実施。)

4 革新的研究開発推進プログラム（IMPACT）【科技】

< 調整推進のための実施業務 >

1. 概要

- (1) 最先端研究開発支援プログラム（FIRST）の後継施策として、米国 DARPA（国防高等研究計画局）の仕組みを参考に、ハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進する「革新的研究開発推進プログラム（IMPACT）」を創設した。このため、平成 25 年度補正予算に 550 億円を計上し、（独）科学技術振興機構に 5 年間の基金を設置した。
- (2) 総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が設定したテーマに対し、プログラム・マネージャ（PM）を厳選し、研究開発の企画・遂行・管理に関して大胆な権限を PM に付与するものであり、PM はプロデューサーとして研究者をキャスティングし、研究開発のデザイン力・マネジメント力と、我が国のトップレベルの研究開発力を結集するものとした。

2. 成果（結果）

- (1) プロデューサーに予算をつける初めての仕組みを構築した。
- (2) ハイリスク研究を本格的に推進する初めての制度を創設した。
- (3) FISRT プログラムでにおいて高い評価を得ている研究開発予算の基金化を本プログラムにおいても実現した。

3. 今後の参考となる点

- (1) FIRST の評価を高めることにより、後継施策の必要性に関する認識を醸成しつつ、DARPA を参考にした出口を予め明確にした政策形成（制度創設を閣議決定）。
- (2) 過去の類似制度の延長線ではなく、将来を見越した全く新たな制度設計と位置づけ、求める理想像の追求と、産学官などの根幹的な関心事項の配慮とを調整・包含。

(3) 大臣、CSTI 有識者議員等が、必要な予算確保、制度設計に積極的に参画し、多くの困難を一丸となって克服して実現。

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

(1) 予算規模が十分でないとの意見があり、また、基金設置期限終了後の手当ても課題。

(2) 我が国初のプログラムであり、制度の趣旨を徹底して実施できるかが課題。

(3) PM の職能確立・人材育成につながるか、また、PM の今後のキャリアパスとなる制度運用ができるかが課題。

革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)

Impulsing **P**Aradigm **C**hange through disruptive **T**echnologies

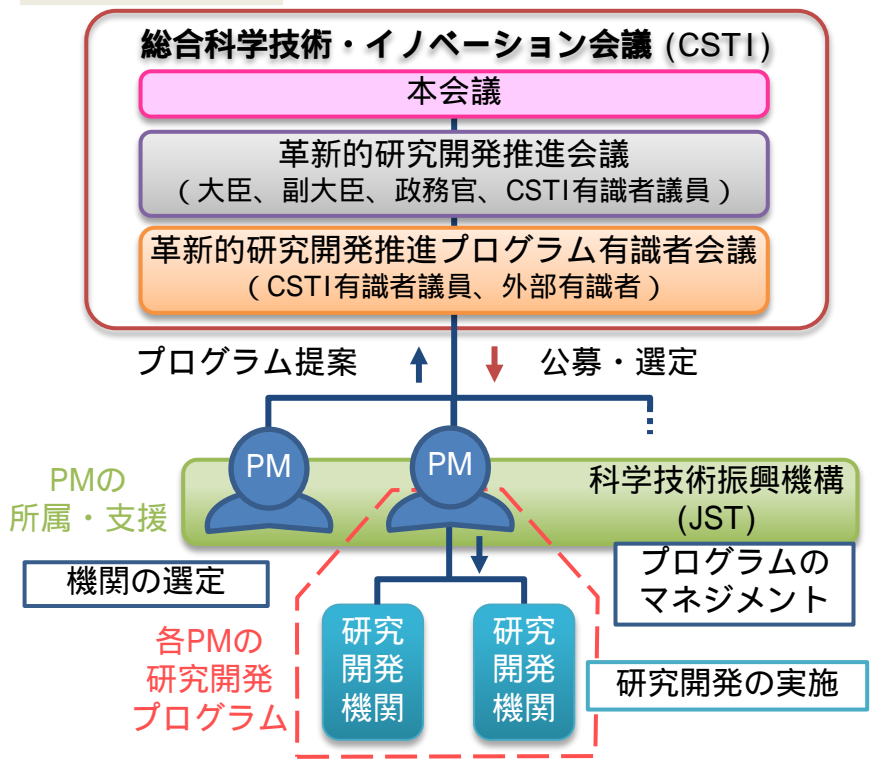
制度の目的・特徴

「実現すれば、社会に変革をもたらす非連続イノベーション*を生み出す新たな仕組み」
ハイリスク・ハイインパクトな挑戦を促し、我が国の研究開発マインドを一変させる
成功事例を、我が国の各界が今後イノベーションに取り組む際の行動モデルとして示す
*積み上げではない、技術の連続性がないイノベーション(例: ガソリン車 燃料電池車)

予算・法律上の措置

平成25年度補正予算に**550億円**を計上
基金設置のため、(独)科学技術振興機構
(JST)法を改正

事業のスキーム



CSTIが**テーマを設定**し、プログラム・マネージャー(PM)を**公募**

PMが**研究開発プログラムを提案**し、CSTIが選定

PMは、目利き力を発揮して**優秀な技術と人材を結集**し、自らの権限と責任で臨機応変に**プログラムをマネジメント**

CSTIが設定したImPACTのテーマ

- 1 資源制約からの解放とものづくり力の革新
「**新世紀日本型価値創造**」
- 2 生活様式を変える革新的省エネ・エコ社会の実現
「**地球との共生**」
- 3 情報ネットワーク社会を超える高度機能化社会の実現
「**人と社会を結ぶスマートコミュニティ**」
- 4 少子高齢化社会における世界で最も快適な生活環境の提供
「**誰もが健やかで快適な生活を実現**」
- 5 人知を超える自然災害やハザードの影響を制御し、被害を最小化
「**国民一人一人が実感するレジリエンスを実現**」

PM選定の視点

PMの資質・実績

- ・構想力、専門的知見、コミュニケーション能力、情報収集力、成し遂げる意欲、リーダーシップ、説明能力 等
- PMの提案する研究開発プログラム構想
- ・ハイリスク・ハイインパクトな挑戦が必要とされるものか
- ・実現可能性を合理的に説明できるか、成果が検証可能か 等

スケジュール

26年3月 PM公募、6月 PM決定
研究開発プログラムの作り込みを経て秋ごろから実施

5 研究開発法人制度【科技】

- < 国立研究開発法人 : 多様な知恵の結集と総合 >
- < 特定国立研究開発法人 : 実現に向けた積極関与 >

1 . 概要

- (1) 来年 4 月から施行される「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 66 号)等においては、研究開発法人の機能強化のため、研究開発成果の最大化を第一目的とする「国立研究開発法人」という新たなカテゴリーが設けられた。

「研究開発成果の最大化」を実現していくため、同法の規定により、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)は、本年 7 月、「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案」を決定した。

- (2) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)や「特定国立研究開発法人(仮称)の考え方について」(平成 26 年 3 月 12 日総合科学技術会議決定)に基づき、世界トップレベルの成果の創出が期待される「特定国立研究開発法人」を制度化するための法案を可能な限り早急に国会提出する旨、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」や「『日本再興戦略』改訂 2014」(ともに平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)等で明言されているが、CSTI は、「特定国立研究開発法人」に直接関与していくこととなった。

2 . 成果(結果)

- (1) 「国立研究開発法人」に対して、CSTI は、研究開発業務に係る目標設定・業績評価の指針案を作成することとなり、総務大臣は当該指針案の内容を独立行政法人全体の目標設定・業績評価の指針に適切に反映するとともに、主務大臣は当該指針に基づき、法人の目標設定・業績評価を実施することとなった。

- (2) 「特定国立研究開発法人」に対して、CSTI は、主務大臣に加え、中長期目標の設定及び目標終了時の見直し等に関して、直接関与することで、その司令塔機能をより発揮することとなり、イノベ

ーションサイクルの構築に向けた中核的な役割を果たすこととなった。

3. 今後の参考となる点

- (1) 「国立研究開発法人」に対して、CSTI は、その専門性を活用して研究領域の特性や国際的な水準等を考慮した共通的な指針案を作成し、必ずしも定量的実績にとらわれない課題解決型の目標設定や将来性について先を見通した次につながる(フィードフォワード)評価を主務大臣に求めることで、我が国の科学技術イノベーション政策の司令塔として府省横断的な見地から研究開発成果の最大化に貢献することとなった。
- (2) 制度創設後は、「特定国立研究開発法人」に対して、CSTI は、国家戦略実現の観点から、主務大臣及び法人と一体となって科学技術イノベーション政策に取り組んでいくため、主務大臣に加えて、法人に直接関与することとされている。

4. 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

- (1) CSTI が作成する指針案に基づき、主務大臣が適切な目標設定・業績評価を実施しているか、今後の実施状況について、司令塔として指針案の適用状況についてチェックしていくことが重要。
- (2) 「特定国立研究開発法人」制度について、法律を成立させて可能な限り早期に創設することが必要。また、制度創設後は、その具体的な運用が適切に実施されるための司令塔機能を発揮し続けることが重要。

1 「戦略的予算配分方針」やその他重要政策文書の策定による政府全体の宇宙政策の方向性の提示【宇宙】
< 実現に向けた積極関与 >

1 . 概要

- (1) 平成 24 年 6 月の内閣府設置法改正により、宇宙戦略室及び宇宙政策委員会が内閣府に設置され、所掌事務として新たに「経費の見積り方針」の策定が位置付けられた。
- (2) 山本大臣は「経費の見積り方針」を「戦略的予算配分方針」と命名。内閣府が宇宙政策委員会の審議を経て6月に取りまとめ、山本大臣名で関係大臣に通知。各府省の概算要求を方向性づけ。
- (3) 「戦略的予算配分方針」については、概算要求後も予算政府案となるまで宇宙政策委員会等においてフォローアップを行い、各省の概算要求の後押し（新型基幹ロケットについては「新たな基幹ロケット開発着手に当たり整理すべき事項に関するとりまとめ」を策定し文部科学省における同プロジェクト概算要求を後押し）。

2 . 成果（結果）

- (1) 重要プロジェクトの着手を内閣府主導で決定（例：新型基幹ロケットの開発）
- (2) 戦略的予算配分実施以降、宇宙予算は着実に増加
- ・ 24 年度当初：2,979 億円（戦略的予算配分方針実施前）
 - ・ 25 年度当初：3,219 億円（前年度比+8.1%） 政府予算全体は+2.5%
 - ・ 26 年度当初：3,238 億円（前年度比+0.6%） 政府予算全体は+3.5%

3 . 今後の参考となる点

「経費の見積り方針」に 具体的に推進すべきプロジェクトを記載し、 山本大臣のリーダーシップの下、 有識者で構成された宇宙政策委員会が、 予算が政府原案となるまでフォローアップすることにより、 予算後押し効果を発揮した。

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

「戦略的予算配分方針」を各府省の概算要求に一層反映する仕組みの追求：「戦略的予算配分方針」の考え方は各府省に確実に浸透してきているものの、概算要求を行う内容に係る最終判断は各府省が行うため、国家戦略として一体的な宇宙政策を推進するためには、各府省に対して継続的に方針を示すとともに、各府省にとってメリットある仕組みを模索する必要あり。

2 利用が民間・複数省庁にまたがる「準天頂衛星」を内閣府において予算措置し着実に開発【宇宙】 < 調整推進のための実施業務 >

1 . 概要

- (1) 「 実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成 23 年 9 月 30 日閣議決定)により、2010 年代後半の 4 機体制整備、将来的な 7 機体制整備を政府方針として確定。
- (2) 平成 24 年 6 月の内閣府設置法改正により、所掌事務として新たに「多様な分野において公共の用または公用に供される人工衛星等」の整備を位置付け。
- (3) 内閣府において準天頂衛星予算(国庫債務負担行為)を措置(地上システム:平成 24 年度~44 年度 PFI 事業で 1,188 億円、衛星システム:平成 24 年度~29 年度(5 年国債)で 503 億円) 打上げ:平成 25 年度~29 年度(5 年国債)で 342 億円)。
- (4) シンポジウムや実証実験等を通じた利用拡大を推進。

2 . 成果(結果)

- (1) 利用が民間及び複数府省にわたる「社会インフラ」たる衛星等を、内閣府が代表して整備。
- (2) 閣議決定に基づき、PFI や 5 年国債を通じ、事業の確実な推進を確保(他省における宇宙プロジェクトの多くは単年度予算措置)。

3 . 今後の参考となる点

国家戦略として必要な重要プロジェクトについて、司令塔自ら予算を措置することで、事業の確実な推進を確保した。

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

ユーザー拡大の観点から、我が国だけでなく、アジア太平洋地域も念頭に置きつつ、幅広い分野での利用拡大を積極的に推進(準天頂衛星システムアジア太平洋ラウンドテーブルの継続・充実強化等)。

3 複数府省横断的な宇宙プロジェクトの推進【宇宙】

- < 多様な知恵の結集と総合 >
- < 実現に向けた積極関与 >
- < 調整推進のための実施業務 >

1 . 概要

複数府省が連携して取り組む必要があるプロジェクトにつき、多様な関与により実施を後押し。

< 取組例 >

- ・ 新型基幹ロケット（文部科学省が予算措置し、内閣府が文部科学省と共同で開発管理）
- ・ 宇宙状況監視（内閣府、防衛省、文部科学省が共同で調査事業を予算措置）
- ・ リモートセンシング衛星（「広域災害監視衛星ネットワーク関係調査事業」において、内閣府、文科省、経産省と共同で事業を実施。関係府省のニーズを今後の衛星開発に反映）

2 . 成果（結果）

適切な役割分担の下、各府省横断的にプロジェクトを推進した。

3 . 今後の参考となる点

司令塔自ら主導して制度的措置や予算の一部措置等により事業の着実な実施を確保した。

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

多額の費用・長い納期を要する宇宙プロジェクトの実施に当たっては、衛星等の宇宙インフラに係る中長期ビジョンの策定等により将来的な政策の方向性を示し、産業界の予見可能性を高めることが有効であり、今後これらに取り組んでいく。

< 今後の取組例 >

- ・ 衛星等の宇宙インフラに係る中長期ビジョンの策定（宇宙利用の拡大に資するべく、衛星の開発等に関する優先順位や民間企業からの関連利益の還元方策の在り方等を含め、官民それぞれの役割分担の下、効率的かつ効果的な衛星などの宇宙インフラの開発、整備、運用等に係る中長期のビジョンを検討する。日本再興戦略改訂 2014 に基づき年内の策定を目指す）。
- ・ 政府全体のリモートセンシング衛星政策の策定（リモートセンシング衛星画像を適切に取り扱うためのルール作りが宇宙利用の拡大及び宇宙産業の海外展開上も必要）。

4 官民一体の宇宙インフラ海外展開の推進【宇宙】

< 整理・分析推進、主体的発案 >

< 実現に向けた積極関与 >

1 . 概要

(1)世界の宇宙産業市場は年率 11%の成長市場であり、我が国宇宙産業の生産・技術基盤維持のためにも積極的な外需獲得が重要。

(2)当面の市場となる新興国における調達主体は、政府または政府機関であり、新興国市場開拓には宇宙インフラの性能・価格のみならず、科学技術協力や人材協力も含めた包括的の二国間関係の在り方も大きく影響してくる。

(3)このため、官民一体となった相手国政府への働きかけが重要であり、そのための共通認識の構築及び我が国の宇宙開発利用に関する政策の企画立案に資するため、宇宙基本計画に基づき、関係府省と JAXA、在外公館、JICA、JETRO の海外事務所等が連携した「海外情報収集体制」を構築した。

2 . 成果 (結果)

内閣府が中心となり、関係機関の連携による「海外情報収集体制」が確立され、官民一体となった戦略的な宇宙インフラ海外展開が可能となった(中東や中南米等において官民一体で宇宙インフラの展開を実施中)。

3 . 今後の参考となる点

関係機関の情報共有体制を強化したことで、宇宙インフラの海外展開に向けた各府省の取組を効率的・効果的に実施できるようになった。

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

情報共有体制の更なる強化及び国別の宇宙インフラ海外展開戦略の立案のために、国別の宇宙関係の重要情報を網羅した「国別概況」を作成し、関係機関で共有していく。

5 安全保障政策、海洋政策等との総合的連携【宇宙】

< 多様な知恵の結集と総合 >

1 . 概要

- (1) 宇宙政策は安全保障・民生にまたがる横断的施策であり、「総理指示」(平成 25 年 1 月 25 日)においても安全保障政策との連携につとめるべき旨が指摘される等、宇宙政策の立案過程において、安全保障政策との連携を一層深めていく必要がある。
- (2) また、海洋政策には人工衛星等がすでに一定程度活用されており、さらなる政策連携の可能性が見込まれる。
- (3) 上記を踏まえ、安全保障政策、海洋政策と、宇宙政策との連携強化に向けた体制を整備し、協議を開始した。

2 . 成果 (結果)

- (1) 宇宙政策と安全保障政策の連携については、宇宙戦略室長と国家安全保障局審議官を共同議長とした新たな体制の下、宇宙開発利用の推進に関する関係府省等連絡調整会議「安全保障・防災ワーキンググループ」を開催した。
- (2) 宇宙政策と海洋政策の連携については、宇宙戦略室と総合海洋政策本部事務局が「宇宙・海洋政策連携会議」を開催。有識者(宇宙政策委員会委員及び総合海洋政策本部参与等)とともに政策連携の検討を進める場を新たに設けた。

3 . 今後の参考となる点

安全保障政策、海洋政策と、宇宙政策との更なる連携強化が図られた(宇宙と海洋においては、宇宙政策委員会委員と総合海洋政策本部参与の間の連携も強化)。

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

- (1) 政策連携により特定された必要な政策を着実に具体化・実現していくための検討が必要。
- (2) 宇宙空間と同様にサイバー空間も国際公共財(グローバル・コモンズ)であり、サイバー政策は人工衛星等宇宙インフラの抗たん性強化の観点から関係が深い等、上記以外の政策分野との横断的な連携強化の検討も必要(人工衛星等宇宙インフラは IT 技術に依存しており、宇宙インフラの抗たん性強化の観点から「サイバー政策」との連携が重要)。

1 世界最先端 IT 国家創造宣言の策定【IT】

< 多様な知恵の結集と総合 >

1. 概要

(1) 施策の目的及び実施に至る経緯

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)第36条の規定に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画を定めることとされているところ、「情報通信技術(IT)政策担当大臣は関係大臣と協力して、省エネ社会の実現、遠隔医療の実現、自宅で働ける環境の整備等幅広い分野でIT技術が活用される世界最高水準のIT社会を実現するべく、IT政策の立て直しを検討すること」との総理大臣からの指示を踏まえて、2020年までに世界最高水準のIT利活用社会の実現とその成果を国際展開することを目標とした「世界最先端IT国家創造宣言」(以下、「創造宣言」という)を策定。

(2) 施策の実施時期、内容

平成25年6月14日に閣議決定した「創造宣言」においては、世界最高水準のIT利活用社会の実現とその成果を国際展開する目標を達成するために、

IT・データの利活用による、国民が日本経済の再生を実感できる革新的な技術や複合サービスの創造による新産業創出と全産業分野の成長への貢献

国民が健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会への貢献

公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられるように、国民利用者の視点に立った電子行政サービスの実現と行政改革への貢献

の3項目を柱とし、目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な取組を策定。

また、「創造宣言」を強力に推進するため、内閣官房に内閣情報通信政策監(以下、「政府CIO」という)を法的に位置付け、IT総合戦略本部にも参画することで、関係府省に横串を刺し、

重複排除や連携強化などに取り組むとともに、「創造宣言」の実現のため、必要な具体的施策を取りまとめた「工程表」を策定し、政府 CIO を中心に PDCA 管理を実施。

2 . 成果（結果）

（ 1 ）政府情報システム改革に関する取組

各府省で個別に管理されていた情報システムについて、府省横断的な観点から統廃合を推進するため、政府 CIO を議長とする各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、IT 政策担当大臣のご出席・ご指示の下、全ての情報システムを対象に中長期改革プランである「政府情報システム改革ロードマップ」を平成 25 年 12 月 26 日に策定。また、政府 CIO 自ら、130 回を超えるヒアリング・レビューの実施により、特に年金関連システム（厚生労働省）の年間 251 億円削減計画の策定や、ハローワークシステムの少なくとも年間 80 億円を超える削減に目途。これらの成果について、政府 CIO から内閣総理大臣に報告済。

（ 2 ）オープンデータに関する取組

府省横断的な検索を可能とするため、府省の公開データ（基本的にメタデータなし）に付与する統一的なメタデータを整理し、平成 25 年 12 月 20 日にデータカタログサイト（試行版）を立ち上げた。本サイトは、全府省から 1 万を超えるデータセットを掲載するとともに、オープンデータのポータルサイトとして海外からもアクセスされている。平成 26 年 10 月には、検索の利便性向上、掲載データの充実等を行った本格版の運用を開始予定。

また、それまで各府省が個別に定めていたため利用ルールがバラバラとなっていた各府省 HP での公開データについて、統一的な利用ルールを定めた「政府標準利用規約」を作成。これにより、基本的に、許諾を必要とすることなく二次利用が可能となる利用規約に統一することにより、データの利用促進が期待される。

(3) パーソナルデータの利活用に向けた取組

制度改正に積極的、消極的両方の府省があり、各省任せでは議論が停滞する中、政府 CIO 主導の下で議論を行うことで、プライバシー保護とデータ利活用とを両立させる制度見直しの大綱を取りまとめ、平成 26 年 6 月 24 日に IT 総合戦略本部において決定。次期通常国会において、個人情報保護法等の関係法令の改正案を提出予定。

3. 今後の参考となる点

(1) 政府 CIO (政務官級) が、省庁の縦割りを打破して「横串」を通し、調整を図ったことで、平成 26 年度工程表該当施策の連携施策数が調整前は 34 であったところ、調整後は 77 へと倍以上に増加し、府省庁間の連携強化・明確化が図られた。

(2) 2014 年版国連電子政府ランキング (国連経済社会局が 2003 年から概ね 2 年ごとに発表しているもの) では、わが国の順位は、2012 年の 18 位から 6 位へと大幅ランクアップ。これは、一昨年の政府 CIO 就任 (2012 年 8 月) 電子政府を巡る政府全体のアプローチや、オープンデータに係る積極的な取組が総合的に評価されたもの。

4. 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

「創造宣言」の策定と同時に、政府 CIO を中心とした PDCA 管理を行う新戦略推進専門調査会を設置。「工程表」に関する進捗状況のフォローアップ等を実施した際、「全く実施できなかった施策」は 0 項目 (0%) であったものの、「工程表の一部を実施した施策」が 3 項目 (5%) であった。これら 3 項目については、その取り組みを推進する上での課題を明らかにするとともに、これらの課題の解決に向け、政府 CIO の強力なリーダーシップの下、取り組みを推進することが必要。

2 政府情報システム改革【IT】

< 多様な知恵の結集と総合、整理・分析推進、主体的発案 >

1. 概要

内閣情報通信政策監（以下、「政府 CIO」という）のリーダーシップの下、「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定 26 年 6 月 24 日改定）（以下、「創造宣言」という）において掲げられた、政府情報システム改革に関する指標（ ）達成のための取組を強力に推進。

（ ）「創造宣言」抜粋

2018 年度までに現在の情報システム数（2012 年度：約 1,500）を半数近くまで削減するほか、業務の見直しも踏まえた大規模な刷新が必要なシステム等特別な検討を要するものを除き、2021 年度を目途に原則全ての政府情報システムをクラウド化し、拠点分散を図りつつ、災害や情報セキュリティに強い行政基盤を構築し、運用コストを圧縮する（3 割減を目指す）。特に、大規模なシステムについては、政府 CIO によるレビュー等を通じて、運用コストの大幅な削減を図るとともに、利用者視点や業務改革（BPR）を踏まえた、より付加価値の高いシステムへと再構築するための戦略的な取組を推進する。

2. 成果（結果）

- (1) 政府 CIO を議長とする各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、それまで各府省で個別に管理されていた情報システムについて府省横断的な観点から統廃合を推進するため、IT 政策担当大臣のご出席・ご指示の下、全ての情報システムを対象に中長期改革プランである「政府情報システム改革ロードマップ」を平成 25 年 12 月 26 日に策定。システム件数については、創造宣言に掲げた 2018 年度までにシステム数半減を達成見込み（57%減）。
- (2) 大規模システムを中心に、平成 25 年 6 月の就任以降、政務官級である政府 CIO 自ら、ヒアリング・レビュー等を計 131 回実施（平成 26 年 6 月末時点）。このうち、厚生労働省の年金関連

システムについては、年間 251 億円にものぼる削減計画を策定。また、ハローワークシステムについても当面の効率化施策等の実施により、少なくとも 80 億円程度の削減に目途。これらの成果について、政府 CIO から内閣総理大臣に報告。

- (3) 上記成果を踏まえ、第 64 回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(平成 26 年 6 月 3 日開催)では、内閣総理大臣から、厚生労働省における年金関連システムやハローワークシステムのコスト削減に向けた取組事例がリーディングケースとして紹介され、各大臣に対し、政府 CIO と協力しつつ徹底した運用コスト削減に取り組むよう指示があったところ。これを受け、第 57 回各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において、IT 政策担当大臣から各府省 CIO に対し、各府省 CIO が改革の先頭に立ってコスト削減に取り組むよう指示。
- (4) 平成 26 年 7 月 4 日、「IT ダッシュボード」を公開し、創造宣言に係る各施策の進捗状況等の情報や、政府の IT 投資の全体構造(予算、情報システムの状況等)を分かり易く可視化するとともに、利用者が自由にデータ分析できる機能を提供。

3 . 今後の参考となる点

- (1) 政府情報システム改革の推進に当たり、平成 24 年から 25 年にかけて、政府として初めて政府情報システムの棚卸しを 2 度に渡って実施(2012 年度 : 1,450 システム)し、政府情報システムの全容・詳細を網羅的かつ定量的に把握。
- (2) 政府 CIO(政務官級)を議長とする各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議(1)、新戦略推進専門調査会電子行政分科会(2)を定期的に開催し、各府省 CIO の連携、民間有識者による議論等を通じて、各府省の IT 投資状況の可視化や主要システム(3)を対象としたコスト構造分析等の取組を実施。

1 第 50 回 ~ 第 57 回各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議について、全て IT 政策担当大臣に御出席いただいている(計 8 回)。

- 2 平成25年10月から26年7月までの間に計8回開催。第4回会合には、IT政策大臣にご出席いただいている。
- 3 年間運用経費10億円以上の58システム

(3) 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議等において、政府CIOから各府省CIOに対して、各府省CIO自ら政府情報システム改革に関するリーダーシップを発揮するよう継続的な指示を行ったことにより、各府省における取組が加速化

(4) 大規模システムを中心に、政務官級である政府CIO自ら陣頭に立って各府省に対するヒアリング・レビューを実施。民間企業で培った知見を踏まえた指導を徹底した結果、各府省の情報システム担当者に、単純なシステム開発に関する知識の向上に留まらず、顧客視点やコスト削減の重要性について抜本的な意識改革がみられた。

4. 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

- (1) ハローワーク等の大規模システムを中心に、引き続き、政府CIOによるレビューを進め、年間運用コストの3割圧縮を目指し、業務内容まで踏み込んだ改革(BPR)を推進。
- (2) 運用コストの点検を含めた現在の業務・システムの検証を集中的に実施するとともに、検証結果を踏まえたコスト削減計画を平成27年度予算の概算要求時までに取りまとめ。
- (3) ITダッシュボードで公開する情報について、今後、国民等からの要望も踏まえながら、順次、データを追加。
- (4) マイナンバー、農地台帳電子化、自治体クラウド推進など、国・地方、地方間のシームレスな連携も推進。

3 オープンデータ推進【IT】

< 実現に向けた積極的関与、積極的発信・オープン化 >

1. 概要

(1) 施策の目的

国の府省、独立行政法人、地方公共団体等が保有するデータ（公共データ）を、民間が編集・加工等をしやすい形で、インターネット上で公開することにより、多様な公共データと民間が保有するデータを組み合わせた新サービス・新ビジネスの創出を促進する。

(2) 実施に至る経緯

近年の大量・多様なデータを発信・処理できる技術進展を背景に、海外での先進的な取組や、災害時に情報の収集・整理に多くの時間が必要とされるケースがあったことなどから、オープンデータに対する関心が高まった。また、大量・多様な公共データの迅速な収集や創意工夫を活かした編集・加工によるビジネスへの活用に期待が高まっている。

(3) 施策の実施時期、内容

平成 24 年 7 月に「電子行政オープンデータ戦略」が IT 戦略本部で決定されて以降、取組が具体化した。

平成 24 年 12 月から、「電子行政オープンデータ実務者会議」を開催し、有識者と主要府省で具体的な取組内容等を検討。実務者会議の検討をもとに、平成 25 年 6 月には、取組の基本的な進め方を整理した「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」や「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」を決定し、その後の具体的な取組も実務者会議で検討しながら進めてきた。

2. 成果（結果）

(1) 政府の「データカタログサイト」（試行版）の開設

平成 25 年 12 月に、政府のオープンデータのポータルサイトとして、データカタログサイト試行版を開設した。

府省横断的な検索を可能とするため、府省の公開データ（基本的にメタデータなし）に付与する統一的なメタデータを整理し、全府省から、予算・決算・調達情報、白書、防災・減災情報等の1万を超えるデータセットを掲載している。オープンデータのポータルサイトとして、海外からもアクセスされている。

平成26年10月には、検索の利便性向上、掲載データの充実等を行った本格版の運用を開始予定である。

(2) 「政府標準利用規約（第1.0版）」の決定

各府省のホームページで公開するコンテンツの利用ルールについては、これまで各府省が個別に定めていたところ、平成26年6月に、コンテンツの二次利用を広く認める利用規約のひな形として、「政府標準利用規約（第1.0版）」を決定。今後、各府省において、ホームページの利用規約適用を切り替えることとしている。

基本的に、許諾を必要とすることなく二次利用が可能となる利用規約に統一することにより、データの利用促進が期待される。

3. 今後の参考となる点

オープンデータの推進は、政府のオープンデータのポータルサイト（データカタログサイト）の開設、政府標準利用規約の策定等をはじめとして、全府省で取り組む必要がある施策であることから、有識者との議論を踏まえた上、IT総合戦略室において、素案段階から具体的な内容のものを作成し、全府省に照会を行い、それに対する意見を踏まえて案をブラッシュアップするなどに留意し、幅広くかつ丁寧な調整に努めてきたところ。

これにより、各府省の理解・協力を得ながら、新たな取組を実現することができたと考えている。

4. 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

国の府省のオープンデータ提供の枠組みは相当程度整理されたが、民間等のニーズを踏まえて掲載データを充実させることも必

要であり、さらに、公開データの利活用促進と国の府省以外（特に地方公共団体）への取組の普及が課題である。

取組の内容が変化していくのに対応し、検討や作業の体制・進め方について、見直しの検討が必要と考えられる。

4 パーソナルデータの利活用に関する制度改正【IT】

< 実現に向けた積極的関与、 積極的発信・オープン化 >

1 . 概要

(1) 施策の目的

新産業・新サービスの創出を目指して、個人情報及びプライバシーを保護しつつ、パーソナルデータを利活用できる新たな枠組みをわが国が世界に先駆けて構築することで、わが国の産業再興に資すること。

(2) 実施に至る経緯

平成 24 年の 11 月頃から、総務省、経済産業省がそれぞれ研究会を設け、検討を実施。これらを踏まえ、平成 25 年 6 月に閣議決定した「世界最先端 IT 国家創造宣言」において、IT 総合戦略本部の下に「パーソナルデータに関する検討会（以下、「検討会」という）を設置することとし、検討に着手。

(3) 施策の実施時期、内容

平成 25 年 12 月には、第 1 回～第 5 回会合の議論を踏まえ、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を取りまとめ

平成 26 年 6 月には、制度見直し方針に基づき、第 6 回～第 12 回会合での議論を踏まえ、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」を取りまとめ

2 . 成果（結果）

(1) 施策によりもたらされた成果（結果）の概要

それまで制度改正に積極的、消極的両方の府省があり、各省任せでは議論が停滞する中、内閣情報通信政策監（政府 CIO）主導の下で議論を行うことで、プライバシー保護とデータ利活用を両立させた「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」を平成 26 年 6 月 24 日に IT 総合戦略本部決定。次期通常国会において、個人情報保護法の改正法案の提出を予定している。これにより、個人情報及びプライバシーを保護しつつ、パーソナルデー

タを利活用できる新たな枠組みを日本が世界に先駆けて構築することができ、わが国の産業振興に資する新産業・新サービスの創出につながることを期待される。

(2) 対外的な評価等

毎回、一般傍聴に報道関係者が多数参加され、検討会の翌日には多くの報道で取り上げられた。

海外の政府関係者や主たる IT 企業から、わが国の制度改正の取組に関心がもたれた。

3. 今後の参考となる点

(1) 大臣自ら積極的に情報発信されていること (事務局案に疑問を呈していた団体に対し説明、閣議後会見における度重なる発言)。

(2) 通常総合調整機能を越えて、各府省の所掌事務の変更に関する調整をしていること (消費者庁・消費者委員会の権限、特定個人情報保護委員会の改組、主務大臣の権限など)。

(3) 政策検討を行うハイレベルな会合であるが、技術専門性の高い作業部会を置き、世界最先端と評される検討を行ったこと。

(4) 他府省の会合との密接なコミュニケーションを図り検討を進めたこと (内閣府 規制改革会議)。

(5) 大臣の強い意向を踏まえ、以下の点について留意して検討会の運営等を推進したこと。

会議 (一般傍聴の最大は 90 名) および資料 (遅くとも翌日午前中に HP 公開) のフルオープン化

検討会委員以外の意見の反映にも留意

法所管である消費者庁の全面的な協力

担当参事官以下の専任化 (IT 総合戦略室内にパーソナルデータ関連制度担当室を設置)

法所管外の IT 総合戦略本部が IT 利活用の観点から検討

先行して検討を行った総務省及び経済産業省の協力を得た共同事務局体制

検討会委員のバランスに配慮（消費者、経済界、法学者等）

検討会委員以外の国民に対しても検討の趣旨が理解し易いものとなるように資料を作成

当該検討は、総論における基本的な合意形成は可能である一方、各論になると保護と利活用の観点から2極化する傾向にあること

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

(1) 当該施策に係る会議等とのコミュニケーション。

(2) 事前のニーズ調査等に十分な時間をかけること。

以上

1 知的財産政策ビジョンの策定と PDCA サイクルの確立【知財】

< 整理・分析推進、主体的発案、 実現に向けた積極関与 >

1 . 概要

- (1) 知的財産戦略本部においては、知的財産基本法に基づき、毎年度「知的財産推進計画」を決定し、政府全体としての知的財産に関する施策の基本的な方針を取りまとめ。
- (2) 平成 25 年 6 月、知的財産基本法の施行から 10 年が経過したことを踏まえ、知的財産推進計画に関するこれまでの取組を振り返るとともに、今後の中長期にわたる政策課題と取組をまとめた「知的財産政策ビジョン(以下、ビジョン)」を知財本部において決定。また、その一年目の行動計画として「知的財産推進計画 2013」を本部で決定した。
- (3) その後、知財本部においては、ビジョンに記載された施策のフォローアップに力点を置いて政策の検討を推進。知的財産政策についての PDCA サイクルを確立することが肝要であるとの認識の下、同年 10 月に本部の下に「検証・評価・企画委員会」を設置し、ビジョンに盛り込まれた施策について検証・評価を行った。

2 . 成果(結果)

- (1) 検証・評価・企画委員会には、知的財産戦略本部の本部員及びビジョンの策定に関わった有識者が参加。ビジョンに記載された施策のうちいくつかをピックアップし、各省における施策の実施状況のフォローアップを行った。
- (2) その議論の中で、内閣官房が中心となって司令塔機能を発揮すべき分野として、5 つの政策分野(詳細は次項目以降を参照)を抽出し、検証・評価・企画委員会の下でタスクフォースを設置するなどして、より深掘りした議論を展開。
- (3) こうした議論の成果を「知的財産推進計画 2014」として本年 7 月に取りまとめ、ビジョンの施策をより深掘り、拡充して記載し

た。

3．今後の参考となる点

各年毎に知財分野における中長期的な政策課題と取組を議論し、取りまとめていた推進計画の策定プロセスを刷新し、今後10年の長期的な視点に基づいて策定したビジョンをベースとして毎年の短期・中期の具体的実行施策を内容とする推進計画を策定することで、知財関係施策のPDCAサイクルを確立し、各省における着実な施策の推進を図る体制を構築した。

4．反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

ビジョンに記載した各施策について、今後も着実な進捗がなされる様、検証・評価・企画委員会等の会議体での議論等あらゆるチャネルを通じてフォローアップを進めていく必要がある。

2 職務発明制度の見直し【知財】

< 整理・分析推進、主体的発案、実現に向けた積極関与 >

1 . 概要

- (1) 職務発明制度については、
企業から発明者に対する支払いの予見性を高める
職務発明規程により企業内に生じている過大な作業負担の低減
グローバルな制度調和
の観点から、産業界を中心に制度の見直しに関するニーズが存在。
- (2) 知的財産政策ビジョン（平成 25 年 6 月知財本部決定）において、職務発明制度について「法人帰属や従業者などとの契約に委ねるなど」の方針が打ち出され、産業競争力強化に資する改正に向け検討することとした。
- (3) 平成 25 年 8 月以降、山本大臣主催で「イノベーション推進のための知財政策に関する検討ワーキンググループ」を開催し、産業界・研究開発分野等の著名有識者の意見を聴取。職務発明制度見直しにおける「3つのポイント」を指摘し、所管省庁の特許庁における検討を加速。

2 . 成果（結果）

- (1) 大臣主催のワーキンググループによる3つの提言については、
提言 : 客観的なデータ収集とこれに基づく検討が必要
特許庁において、企業と研究者を対象とした大規模なアンケートを実施
提言 : 産業界が発明者のインセンティブ向上のための対策を講じる必要がある
経団連より、インセンティブ確保に関する声明発出（本年 2 月）
提言 : 企業・大学等研究者の立場の違いに配慮した柔軟な制度設計が必要
特許庁における検討会へのフィードバック
といった形で着実なフォローアップが行われ、職務発明制度の改

正に向けた検討を後押しした。

- (2) その結果、特許庁において、従来「 2 0 1 4 年度中に結論を得る」としていた既定スケジュールを見直し、本年 3 月に審議会を立ち上げて検討を開始し、可能な限り早期の制度改正を行うべく議論を加速化。

3 . 今後の参考となる点

- (1) 大臣主催のワーキンググループ開催に当たっては、ヒアリング対象の有識者等の招聘に当たって科技部局の協力を仰ぎ、司令塔間の連携を図った。これにより、ワーキンググループの議論に第一線の研究者からの声を反映することができた。
- (2) ワーキンググループの議論のとりまとめを政府の内外に対して強力に発信した。

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

知的財産戦略本部として、特許庁の審議会における議論の動向を注視した上で、制度改正の方向性が固まり次第、産業界等の関係者に対する丁寧な説明及び発信について取り組む必要がある。

3 営業秘密保護の総合的な強化【知財】

< 整理・分析推進、主体的発案、実現に向けた積極関与 >

1. 概要

経済活動のグローバル化や社会の IT 化の進展を背景に、日本企業の営業秘密・技術情報が漏えいするリスクが高まっている。このような営業秘密・技術情報は我が国の産業競争力の根幹をなすものであり、その保護を強化するための方策を検討するべく、検証・評価・企画委員会の下に「営業秘密タスクフォース」を設置し、精力的に議論を行った。

2. 成果（結果）

- (1) 企業、関係省庁を含めた幅広いメンバーがタスクフォースに参加し、有識者より営業秘密侵害の実態等を聴取。企業の秘密管理レベルの向上、刑事罰による抑止力、民事救済の充実という3つの視点から、「国」による企業への支援や法制度の見直し、管理体制の構築や有事の捜査当局への協力などの「企業」の取組、その両者が協働することで更なる営業秘密保護強化を図る「官民連携」という三位一体での総合的な取組が必要とするタスクフォース報告書をまとめた。
- (2) 同報告書を踏まえて、知的財産推進計画2014において担当省庁が取り組むべき施策として盛り込んだ。

3. 今後の参考となる点

- (1) タスクフォースでの議論を通じて、営業秘密保護の強化に向けて中心的な役割を果たすことになる経済産業省の法整備に向けた取組を後押し。加えて、刑事・民事制度を所管する法務省、水際取締に関わる財務省、漏えい事案の捜査に携わる警察庁など、省庁横断的に取組の強化に向けた議論を実施。山本知的財産戦略担当大臣もほぼ全ての会議に出席して議論をリードしていただいた。
- (2) 本タスクフォースを開催している時期に、経団連より、営業

秘密保護にかかる提言（ ）を公表。産業界における意見集約と同時並行で議論を進め、官民一体となって営業秘密保護強化に向けた取組を推進。

海外競合企業による技術情報等の不正取得・使用を抑止するための対策強化を求める
(2014年2月18日 (一社)日本経済団体連合会)

4. 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

- (1) タスクフォースにて示された論点を踏まえ、知的財産推進計画2014に記載された施策が各省により着実に実行されているかどうかフォローアップを継続的に行っていく必要あり。
- (2) 営業秘密保護に関する産業界の意識を高め、企業内において保護強化の取組が進捗しているかどうかについてもフォローアップの必要あり。

4 中小・ベンチャー企業及び大学の海外における知財活動支援 【知財】 < 多様な知恵の結集と総合 >

1. 概要

- (1) 近年、多くの中小・ベンチャー企業が、新興国を中心に海外展開を加速。その際、優れた技術力を知的財産として有効に活用し、自社の収益を最大化する「知財マネジメント」を事業戦略に織り込むことが重要。
- (2) 中小・ベンチャー企業等が直面する課題の現状認識を行うとともに、官・民それぞれがばらばらに取り組んでいる支援事業やサービスについての情報共有を図り、効果的な支援体制を構築するため、検証・評価・企画委員会の下に「中小・ベンチャー企業及び大学支援強化タスクフォース」を設置し、集中的に議論を行った。

2. 成果（結果）

- (1) 実際に海外展開に取り組んでいる中小企業、関係省庁の他、弁理士、弁護士などの知財に関する専門家も含め、幅広いメンバーがタスクフォースに参加。様々な角度から企業の直面している現状について、とりわけ失敗事例に焦点を当てて検証し、人財、資金、情報という3つの観点から、中小企業の海外展開に際して必要となる知財面での支援メニューを整理し、タスクフォースの報告書として公表。
- (2) 同報告書を踏まえて、知的財産推進計画2014において担当省庁が取り組むべき施策として盛り込んだ。

3. 今後の参考となる点

関係各省及び民間団体による中小・ベンチャー企業への支援活動に横串を刺し、官民一体の効果的な支援体制の構築に向けた議論を実施。

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

タスクフォースにて示された論点を踏まえ、知的財産推進計画2014に記載された施策が各省により着実に実行されているかどうかのフォローアップを継続的に行っていく必要あり。また、これと並行して、中小企業等における知財への理解を深めるための取組が重要。

5 コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携【知財】

< 多様な知恵の結集と総合、 実現に向けた積極関与 >

1 . 概要

コンテンツの海外展開の促進とインバウンドとの連携に向けた課題を検討するに当たり、国内におけるCD売上の減少やネット配信の普及による市場の縮小を受け、海外市場への展開が急がれる音楽産業を取り上げ、検証・評価・企画委員会の下に「音楽産業の国際展開に関するタスクフォース」を開催し集中的な議論を行った。

2 . 成果（結果）

- (1) 音楽業界の業界団体及び企業、関係各省・機関などを含め、幅広いメンバーがタスクフォースに参加。音楽産業の海外展開等に向けた現状を検証し、現在、業界団体ごとに個別に行われている海外展開に係る取組を総合的に展開するための支援メニューを整理し、タスクフォースの報告書として公表した。
- (2) 同報告書にて示した音楽産業にかかる課題と取組を他のコンテンツ分野に横展開する形で、コンテンツの海外展開支援に向けて担当省庁が取り組むべき施策を知的財産推進計画2014において盛り込んだ。
- (3) 加えて、タスクフォースでの議論を踏まえて各施策についてスピード感を持って取り組んでいく観点から、主な関係省庁（文部科学省、経済産業省、総務省）の大臣に対して、山本知的財産戦略担当大臣から、直接施策の実施に係る要請を行った。

3 . 今後の参考となる点

- (1) 同じ業界にありながら、これまでお互いに議論する機会がなかった業界団体等がタスクフォースの場において一堂に会し、業界、関係各省・機関等が一体となって海外展開を促進していくための方策について議論。山本知的財産戦略担当大臣も殆ど全ての会議に出席して議論に参加。

(2) タスクフォースにおける議論の内容を踏まえ、山本知的財産戦略担当大臣から直接担当大臣への要請を行うことで、各省における取組を強力に後押し。

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

タスクフォースでの議論を踏まえて、各業界団体が連携して音楽産業の海外展開に向けた取組を推進しているか、あるいは知的財産推進計画2014に記載された施策が関係省庁により着実に実行されているかどうかのフォローアップを継続的に行っていく必要あり。

6 アーカイブの利活用の促進【知財】

< 多様な知恵の結集と総合 >

1. 概要

(1) 文化資産の蓄積・活用を可能とするデジタルアーカイブの取組は、例えば日本ブランドの海外発信や教育現場における利活用が期待できるなど、文化の保存、社会的・経済的な利用、情報インフラの構築といった多様な観点から重要な施策である。一方で、アーカイブの取組が遅れている分野については資料の滅失等にも直面しており、緊急性の高い政策分野となっている。

(2) こうした状況を踏まえ、検証・評価・企画委員会の下に「アーカイブタスクフォース」を設置し、アーカイブの一層の進展や連携、利活用について精力的に議論を行った。

2. 成果（結果）

(1) 博物館、美術館、図書館等や関係省庁など幅広いメンバーがタスクフォースに参加し、アーカイブの利活用促進や構築・拡充に向けた課題と取組について議論を行い、

アーカイブ利活用の好循環を創出していくため、利用者に情報が届きやすく、また活用しやすくするなどの取組が重要であること

メディア芸術の分野等、資料の保存が遅れている分野を中心に、優先順位を付けてアーカイブ化に取り組むことや、アーカイブを支える人財育成や基盤技術が重要であることを指摘するタスクフォース報告書をまとめた。

(2) 同報告書を踏まえて、知的財産推進計画2014において担当省庁が取り組むべき施策として盛り込んだ。

3. 今後の参考となる点

タスクフォースの場においては、これまで顔を合わせる機会のなかった関係者（アーカイブ化に取り組んでいる機関や、利活用の受け手となり得る民間企業等）が初めて一堂に会し、アーカイブの利

活用促進に関する現状と課題を議論。

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

タスクフォースでの議論を踏まえて、アーカイブの利活用促進に向け知的財産推進計画2014に記載された施策が各省により着実に実行されているかどうかのフォローアップを継続的に行っていく必要あり。

1 海洋管理のための離島の保全・管理【海洋】

< 実現に向けた積極関与 >

1. 概要

- (1) 海洋基本計画（平成 20 年 3 月 18 日閣議決定）に基づき、離島の海洋政策推進上の位置付けを明確化し、保全・管理の取組方針を定めた「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」（以下「離島の基本方針」という。）を平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部において決定した。これに基づき、領海や EEZ の根拠となる離島を保全・管理するため、関係省庁との連携の下、各種取組を行っているところ。
- (2) 具体的には、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」（平成 22 年法律第 41 号。以下「低潮線保全法」という。）を制定し、同法に基づく基本計画（平成 22 年 7 月 13 日閣議決定）を策定したほか、EEZ 等の基礎となる低潮線保全や、南鳥島及び沖ノ鳥島において、周辺海域での活動拠点となる港湾の整備等を推進している。なお、取組の推進に当たっては、関係省庁の実務担当者から成る連絡会議を定期的を開催し、調整や連携の強化等を図っている。
- (3) また、EEZ の外縁を根拠付ける離島について、地図・海図に名称記載がない離島へ名称を付与したほか、低潮線周辺の無主の土地を国有財産台帳に登録するなどの取組を進めてきた。
- (4) これらに加え、近年、国民等の関心が高まっているいわゆる国境離島について、昨今の情勢の変化や最新の知見等を踏まえて、その保全・管理の強化を図るため、昨年 4 月から「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」を海洋政策担当大臣の下に開催し、昨年 6 月に中間提言、本年 6 月に最終提言が取りまとめられた。現在、これらの提言も踏まえ、領海の外縁

を根拠付ける離島について、地図・海図に名称記載ない離島への名称付与作業や土地所有者調査を進めているところ。

2．成果（結果）

- (1) 平成 21 年 12 月、総合海洋政策本部において、離島の基本方針を決定
- (2) 平成 22 年 6 月、低潮線保全法の制定
- (3) 平成 22 年 7 月、同法に基づく基本計画の策定
- (4) 平成 23 年 5 月及び平成 24 年 3 月、EEZ の外縁を根拠付ける離島への名称付与
- (5) 平成 23 年 8 月、EEZ 等の基礎となる低潮線周辺の無主の土地を国有財産台帳に登録
- (6) 平成 25 年 6 月、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」中間提言
- (7) 平成 26 年 6 月、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」最終提言

3．今後の参考となる点

早い段階で離島の基本方針を総合海洋政策本部（本部長：内閣総理大臣）で決定したことから、関係省庁と問題意識や取組の方向性を合わせた上で、取組が進められている。

4．反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

実務担当者レベルの連絡会議等により、省庁間の調整や連携の強化を図ってきたが、情勢の変化等を踏まえ、より迅速に対応していくためには、もう少しハイレベルな調整会議を適宜開催する必要があると考えられる。

2 海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備【海洋】

< 調整推進のための実施業務 >

1 . 概要

- (1)海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針(平成 24 年 5 月 25 日総合海洋政策本部決定)に基づき、海洋再生可能エネルギーの「実証フィールド」を順次整備することとされている。
- (2)本取組の目的は、海洋再生可能エネルギーによる発電の実証実験のための海域を提供することにより、開発コストの低減、民間の参入意欲の向上、産業の国際競争力強化、関連産業集積による地域経済活性化を図ることである。
- (3)平成 25 年 3 月に候補地の公募条件を公表し、平成 26 年 2 月末までに公募したところ、7 県 11 海域からの提案があった。これらの候補海域について、要件に適合しているか審査した結果、4 県 6 海域を実証フィールドに選定し、本年 7 月に公表した(残る 5 海域は要件に適合すれば選定することとしている)。

2 . 成果(結果)

- (1)実証フィールドを公募したところ、複数の地方自治体(都道府県)が、漁業協同組合等の地元関係者との実証フィールド設定に向けた調整を積極的に実施した。
- (2)この結果、幅広い地元関係者の海洋再生可能エネルギー利用に対する理解を進めつつ、7 県 11 海域からの提案が行われることとなった。

3 . 今後の参考となる点

- (1) 我が国においては、開発コストの低減、民間の参入意欲の向上、産業の国際競争力強化、関連産業集積による地域経済活性化を図るため、実証フィールドの整備に取り組むこととしている。
- (2) この方針に従い、より多くの地方自治体から実証フィールドの応募が得られるよう、公募に当たっては、地方自治体との連携を密にして、地元関係者の理解が得られるよう適確な指導・助言を行った。

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

実証フィールドを設定することによるメリットをより明確かつ具体的に発信することにより、より多くの都道府県からの応募があったのではないかと思料される。

3 排他的経済水域等の適切な管理の在り方に関する方針の策定 (検討チーム会合の開催)【海洋】 < 実現に向けた積極関与 >

1. 概要

- (1) 海洋基本法(平成19年法律第33号)第16条第1項に基づき定められた「海洋基本計画(平成25年4月26日閣議決定)」の実施を推進するため、総合海洋政策本部令(平成19年政令第202号)第3条の規定に基づき、総合海洋政策本部の下に「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム(以下「検討チーム」)」を設置した(チーム長：海洋政策担当大臣、チーム員：関係省庁副大臣)。
- (2) 本検討チームにおいては、海洋産業の振興のため、海洋基本計画に掲げられた「排他的経済水域及び大陸棚の開発等を推進するための海域管理の適切な管理の在り方」(注)を検討することを目的とした。
- (3) 検討チームの第1回会合を3月5日に開催し、以降月1回のペースで検討を行い、6月10日の第4回会合において「排他的経済水域等の適切な管理の在り方に関する方針」を策定した。

2. 成果(結果)

- (1) 6月10日の第4回会合において、「排他的経済水域等の適切な管理の在り方に関する方針」を策定した。同方針のまとめにおいては、以下の通り記述している。
- (2) 海洋産業、特に海洋再生可能エネルギーの利用を促進するためには、海域利用者、特に既存利用者の事業の実態や環境との調和等に十分配慮し、様々な地域の特性を踏まえ、具体的計画が生じた段階で、事業対象海域の利害関係者の実情等に応じて、個別に丁寧な利用調整を行う必要がある。今後、自治体や民間、

漁業者等関係者の意見を聞きながら関係省庁が連携して、個別丁寧にその円滑化を図る仕組み等について柔軟に取り組む必要がある。

3 . 今後の参考となる点

検討チームについては、事務レベルの会合とはせず、大臣をチーム長、関係省庁副大臣をチーム員とする政治レベルの会合としたことから、大所高所からの議論が行われた。

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

構成員が大臣及び副大臣であることから、月1回程度のペースでの開催が限度であり、開催頻度が限定的であった。また、日程の都合上、1回当たりの会議時間が限られた。

(注) 海洋基本計画 (平成 25 年 4 月 26 日閣議決定)(抄)

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 排他的経済水域等の開発等の推進

(3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備

排他的経済水域等の開発等を推進するため、海域の開発等の実態や今後の見通し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海洋権益の保全、開発等と環境保全の調和、利用が重複する場合の円滑な調整手法の構築、海洋調査の推進や海洋情報の一元化・公開等の観点を経済的・社会的に勘案しながら、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。

1 領土・主権をめぐる内外発信に関する総合調整会議【領土】
< 実現に向けた積極関与 >

1 . 概要

(1) 趣旨

我が国の領土・主権をめぐる内外発信の強化を目的として、領土担当大臣の下で、政府全体の内外発信に係る諸課題に関する総合調整を行う。

会議は、領土担当大臣が要請する関係府省庁の幹部職員により構成し、領土担当大臣が主宰する。

(2) 開催実績

第 1 回会合 (平成 25 年 11 月 29 日)

領土・主権をめぐる内外発信に関する各府省庁の取り組み状況等について

第 2 回会合 (平成 26 年 1 月 10 日)

平成 26 年度予算政府原案の各府省庁領土・主権をめぐる内外発信関係部分の概要等について

第 3 回会合 (平成 26 年 3 月 11 日)

領土・主権をめぐる内外発信に係る個別の取り組みの進捗状況について

第 4 回会合 (平成 26 年 6 月 27 日)

領土・主権をめぐる内外発信に係る平成 26 年度予算の執行状況、今後の事業に向けた調整

2 . 成果 (結果)

(1) 我が国では、竹島問題や尖閣諸島を巡る情勢について、北方四島を巡る国内啓発事業に比べて、立ち遅れているとの世論があり、これらの誤解に的確に伝えていくべく、竹島問題や尖閣諸島を巡る情勢に関する国内啓発を強化することができた。

(2) 具体的には、総合調整の結果、これまでに、領土対策室の WEB サイトの公開、外務省の動画・フライヤー等の公開、各府省庁のホームページにおける公表等の実績につながった。

- (3) また、外務省における動画・広報資料の作成に当たって、企画段階から連携するとともに、領土担当大臣自身も意見を出す等の関与を行った。

3. 今後の参考となる点

- (1) 政府による個別具体の事業は、分担管理事務として、各府省庁で実施しているところ、内閣官房の中の組織として行うことができる事業は、情報収集や広報、将来的に各府省庁に事業を行わせていくパイロット事業に限られる。

そのため、恒常的に行っていく個別具体の事業については、内閣の分担管理事務として、各府省庁において実施されるよう促す一方で、分担管理事務の制約の範囲内ではあるが、領土対策室自らも事業を行うことで、内閣官房としての総合調整の機能を的確に発揮できている。

- (2) 領土対策室の総合調整機能を発揮する場合に、特に、外務省との関係においては、領土・主権をめぐる内外発信の強化に向けて、外交政策との整合を図りつつも、関係国による宣伝攻勢により、国際世論が誤った方向に誘導されないよう、内閣官房として、同省による対外発信の強化を督励している。

4. 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

- (1) 領土・主権問題のみならず、歴史問題や我が国の安全保障政策も絡んで多様化する対外発信の課題に対する対応への検討。
- (2) 竹島問題、尖閣諸島をめぐる情勢に関する国内発信に関して、北方対策本部の体制や知見の活用の検討。

<p>2 領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会【領土】</p> <p>< 多様な知恵の結集と総合 ></p> <p>< 積極的発信・オープン化 ></p>
--

1. 概要

(1) 趣旨

我が国の領土・主権をめぐる情勢に関し、関係国の主張や国際的な認識を踏まえつつ、我が国としてより効果的な内外発信を推進していく上での、今後の学術的な調査・研究の課題や国内啓発・対外発信のための方策の整理・検討を行うため、領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会を開催する。

(2) 実績

- 平成25年4月～6月：全5回の懇談会を開催
- 平成25年7月2日：懇談会報告書とりまとめ
- 平成25年12月3日：懇談会を再開（第6回会合開催）
- 平成26年3月14日：第7回会合開催
- 平成26年6月24日：第8回会合開催

2. 成果（結果）

有識者懇談会の報告書の内容は、政府全体で共有し、フォローアップされている。

< 政府全体としてのフォローアップ例 >

(1) 第3国の共感を得られるメッセージの発信・コンテンツ作成

- ・安倍総理、外務大臣、領土担当大臣等による対外発信
- ・竹島問題・尖閣諸島情勢の動画・フライヤー・パンフレットを作成。[全11言語で作成]
- ・政府による領土・主権に関する取り組みを一体的・総合的に紹介する内閣官房領土対策室HP（日本語版・英語版）を開設。
- ・外務省・海上保安庁のHPに、尖閣諸島沖の中国公船の活動状況に関する情報を掲載。

- ・外務省・防衛省のHPに、日本周辺空域における中国航空戦力等の活動状況に関する情報を掲載。

(2) 重層的発信・英語発信の強化

- ・米国シンクタンクとの協力事業(25年度、38回のセミナー実施)等の発信事業を推進。26年度も米国で事業を継続しつつ、欧州・アジア太平洋にも拡大。
- ・更に、書籍・論文の英訳や、各種の派遣・招聘・委託事業等、英語発信の推進に資する事業を展開予定。

(3) 国内啓発の強化

- ・竹島・尖閣諸島に関する国民の意識を把握すべく、特別世論調査を25年度に初めて実施。調査結果をふまえ、若年層への啓発を強化。
- ・教育現場と連携し、教育を通じた国内啓発を強化するため、26年度に教員等セミナーを実施予定。

3. 今後の参考となる点

領土・主権をめぐる内外の情報発信を強化しようとする時代の流れに沿った形で、今回の有識者懇談会の報告書を作成・公表することによって、各省庁の取組に一定の方向性を与えることができた。

4. 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

領土・主権問題のみならず、歴史問題や我が国の安全保障政策も絡んで多様化する対外発信の課題に対する対応への検討。

3 領土担当大臣による積極的な対外発信【領土】 < 積極的発信・オープン化 >

1 . 概要

(1) 趣旨

領土担当大臣自身が、海外出張の機会等を活用し、領土・主権をめぐる情勢に関し、我が国の立場を発信し、諸外国における正確な理解の浸透に努めた。

(2) 実績

平成 2 5 年 4 月 2 9 日 ~ 5 月 3 日 : 米国出張

平成 2 5 年 9 月 4 日 ~ 5 日 : フィリピン出張

平成 2 6 年 1 月 1 2 日 ~ 1 7 日 : マレーシア、ベトナム、シンガポール出張

平成 2 6 年 4 月 3 0 日 ~ 5 月 2 日 : 米国出張

2 . 成果 (結果)

(1) 領土担当大臣自身が、直接、領土・主権をめぐる情勢に関する我が国の立場を発信することにより、諸外国における正確な理解の浸透につながった。

(2) 例えば、シンガポールでは、国際戦略問題研究所 (I I S S) 主催のフラートン・レクチャーにおいて、日本の閣僚として初めて英語による講演を行った。当日は、シンガポールをはじめとする近隣の有識者が約 2 0 0 名出席し、領土・主権をめぐる我が国の立場について、正確な理解をしていただく上で、大変有意義な機会となった。

(3) また、この際、I I S S 側より、安倍総理のシャングリラ・ダイアログでの基調演説の実現について要請を受け、帰国後に安倍総理に直接伝えることとで、総理の演説が実現した。(シャングリラ・ダイアログでの総理の演説は、大変好評だった。)
このような I I S S での発信に関する連携プレーは、我が国の立場についての効果的な発信にとって大変重要であった。

3 . 今後の参考となる点

- (1) 領土担当大臣自身が、直接、領土・主権をめぐる情勢に関する我が国の立場を発信することにより、諸外国における正確な理解の浸透につながった。
- (2) I I S S 側からの、安倍総理による基調演説の実現について要請に対し、速やかに総理に伝達し、実現までこぎつけたことにより、総理の対外発信力を領土・主権をめぐる問題に活用することができた。

4 . 反省すべき点、今後に向けた課題・改善点

- (1) 対外発信については、国内で行うものや、大臣自らが出張の機会を利用して行われるものがあるが、今後、恒常的に行っていくため、外務省との連携を一層緊密にする必要性。
- (2) 領土・主権問題のみならず、歴史問題や我が国の安全保障政策も絡んで多様化する対外発信の課題に対する対応の検討。